

下 関 市 監 査 委 員 公 表 第 1 号
平 成 3 0 年 1 月 1 8 日

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び指定管理者監査並びに同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下 関 市 監 査 委 員	阪	田	高	則
同	川	原	徳	也
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の範囲

(1) 出資団体監査

ア 出資団体の平成28年度における事業及び経理の執行状況

イ 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

(2) 指定管理者監査

ア 指定管理者の指定手続き等に係る事務の執行状況

イ 平成28年度の指定管理者による施設の管理、出納事務

ウ 平成28年度の施設の事業実績

エ 平成29年7月末までの指定管理者による施設の管理、出納事務

オ 平成29年7月末までの施設の事業実績

カ 所管課における指定管理者への指導及び監督状況

3 監査の方法

(1) 出資団体監査

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務

が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として平成28年度分について、次の着眼点により実施した。なお、監査にあたっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明を聴取した。

ア 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

イ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

ウ 経営成績及び財政状態は良好か。

エ 収益率及び財務比率は良好か。

オ 会計経理及び財産管理は適切か。

カ 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。

キ 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 指定管理者監査

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかどうかに主眼をおき、指定管理者及び所管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

4 監査の期間

平成29年9月1日から平成29年10月31日まで

5 監査の結果

(1) 出資団体監査

対象とした出資団体の事務及びその所管課の事務において、対象とした出資団体のうち、菊川町まちづくり株式会社及び株式会社豊田ふるさとセンターについては、後述する改善等を要するものと判断した事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。有限会社豊田めぐりサービスについては、関係法令等に規定されている基本的事項が履行されていないことから、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

今回の監査において改善等を要するものと判断した事項は、「6 改善等を要する事項」の（1）に記載するとおりである。出資団体に対する指導を含め適切な措置を講じられたい。当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

（2）指定管理者監査

対象とした施設に係る指定管理者の事務及びその所管課の事務において、対象とした施設のうち、下関市リサイクルプラザ（啓発棟）並びに下関市体育館、下関市営下関陸上競技場、下関市営下関庭球場及び下関市弓道場については、おおむね適正に執行されていると認められた。下関市火の山ユースホテルについては、関係法令等に規定されている基本的事項が履行されていないことから、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

今回の監査において改善等を要するものと判断した事項は、「6 改善等を要する事項」の（2）に記載するとおりである。指定管理者に対する指導を含め適切な措置を講じられたい。当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

6 改善等を要する事項

（1）出資団体監査

ア 菊川町まちづくり株式会社について

【出資団体（菊川町まちづくり株式会社）に関する事項】

（ア）前回監査における改善等を要する事項のうち、以下の事項が改善されていなかったため、関係指針等に基づき早急かつ適切に対応されたい。

- a 収入伝票及び支出伝票について、出資団体が定めた決裁区分表に規定する専決区分に従い、決裁処理が行われていないものが散見された。
- b 株主総会の招集に際し、定款に規定されている取締役会の決議を経ることなく招集されていた。

c 菊川総合交流ターミナル（以下「菊川道の駅」という。）の屋内に設置している公衆電話の利用料金について、平成28年度は一度も回収を行っておらず、収益として計上されていなかった。中小企業会計指針では、収益は、実現主義により認識し、一会計期間に属するすべての収益を計上する旨が規定されていることから、今後は定期的に回収し、その都度収益として処理する方法に改められたい。

(イ) 菊川道の駅の「特産品販売施設」を業者に利用させていたが、利用料金を徴収していなかった。当該施設の利用料金については、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間において減免手続をしており、平成28年4月1日以降も引き続き減免したものと思料するが、当該減免に係る事務手続を確認できなかった。下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例等に基づき、適切に事務処理されたい。

イ 株式会社豊田ふるさとセンターについて

【出資団体（株式会社豊田ふるさとセンター）に関する事項】

(ア) 前回監査における改善等を要する事項のうち、以下の事項が改善されていなかったため、関係法令等に基づき、早急かつ適切に対応されたい。

a 公告について、会社法第440条第1項では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。」と規定されているが、貸借対照表が公告されていなかった。

b 職員の出張について、出張旅費規程に規定されている「出張申請及び予定表」及び「出張報告書」が作成されていなかった。

c 会計事務について、経理規程等に規定されている「固定資産台帳」の項目に記載漏れがあった。

(イ) 豊田ふるさとセンターが行う指定管理業務の実施状況を確認したと

ころ、以下の事項が見受けられた。下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例（以下「条例」という。）等に基づき、適正に事務処理されたい。

- a 再委託について、下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の指定管理に関する基本協定書第14条第1項では、「あらかじめ市の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されているが、事前に市の承認を受けることなく指定管理業務の一部が第三者に再委託されているもの。
- b 利用料金の額について、条例第11条では、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。」と規定されているが、事前に市長の承認を受けることなく、温浴施設の利用料金の額が定められているもの。
- c 会議室の利用について、利用承認申請書及び領収証の控えがないもの。また、会議室の利用承認について、条例第5条では、会議室の利用時間は、「午前10時から午後8時まで」と規定されているが、午前9時から利用承認しているもの。

【所管課（豊田総合支所地域政策課）に関する事項】

(ア) 指定管理者から毎月市に提出される業務報告書を確認するにあたって、モニタリングチェックシートによる確認を行っていなかった。

「下関市指定管理者制度ガイドライン」では、モニタリングチェックシートを基に確認する旨が規定されているため、当該ガイドラインに基づき、適正に確認されたい。

ウ 有限会社豊田あぐりサービスについて

【出資団体（有限会社豊田あぐりサービス）に関する事項】

(ア) 平成28年1月29日開催の定期監査委員会の指摘事項でもあるが、豊田あぐりサービス（以下「出資団体」という。）は、市から自主事業の承諾を受け、指定管理施設を使用し収入を得ているが、当該施設の使用手続を行っていなかった。自主事業で当該施設を使用する場合は、指定管理者ではない一団体となるため、施設の使用許可が必要で

ある。関係法令等に基づき、早急に適正な事務処理を行われたい。

(イ) 指定管理業務又は自主事業でもない、出資団体の独自事業で使用する物品を豊田農業公園施設内に保管しているが、行政財産の使用許可の処理を行わずに施設を使用していた。下関市行政財産使用料条例等に基づき、適正に事務処理されたい。

(ウ) 指定管理者が行う管理運営業務の実施に係る経理について、下関市豊田農業公園ほか5施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第37条第2項では、「指定管理者は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。ただし、市が、管理運営上の必要があり、指定管理者の提出する資料により当該目的を達成することができると判断し事前に文書で承認したときは、この限りでない。」と規定されているが、市に事前の承認を得ることなく、当該管理運営業務以外の業務に係る収支が混在した複数の銀行口座を開設していた。基本協定書に基づき、適正に事務処理されたい。

(エ) 農業公園施設のうち「多目的利用施設」、「精米製粉施設」及び「下関市豊田地域循環活用施設」の利用について、利用者から利用許可申請書の提出がなく、また、利用者へ利用許可書を交付することなく利用させている事例が見受けられた。下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例施行規則及び下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(オ) 農業公園施設のうち「精米製粉施設」の利用許可申請書について、当該申請書は提出されているが、利用料金の入金を確認できないものが見受けられ、申請を取り下げたのか、あるいは入金していないのかを特定することができなかつた。日々のチェックを強化され、適正に事務処理されたい。

【所管課（豊田総合支所農林課）に関する事項】

(ア) 基本協定書により、指定管理者に貸与している物品の中には、指定管理業務として使用するのではなく、自主事業又は出資法人の独自事

業として使用する物品が含まれている。平成28年度には、公で使用するものでなく、自主事業のみで使用する物品を市の負担で更新している事例が見受けられた。自主事業として収益をあげるために使用するものであることから、出資法人が負担すべきものと思料されるため、基本協定書の別表2リスク分担表において明確に規定する等の見直しについて検討されたい。

(イ) 指定管理者から市に提出される業務報告書を確認するにあたって、モニタリングチェックシートによる確認を行っていなかった。「下関市指定管理者制度ガイドライン」では、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び基本協定書等に従い、適正なサービスの提供が確保されているかを日常的・継続的に監視（確認・測定・評価）し、提供される公共サービスの継続的改善に向けた指導・助言を行うために、市は指定管理者から提出された業務報告書に対して、モニタリングチェックシートを基に確認する旨が規定されているため、当該ガイドラインに基づき、モニタリングチェックシートにより確認されたい。

(2) 指定管理者監査

ア 下関市火の山ユースホステルについて

【指定管理者（特定非営利活動法人青少年共育活動協会）に関する事項】

(ア) 下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）では、「下関市火の山ユースホステル（以下「ホステル」という。）の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ホステルの施設を使用する場合には、ホステル備付けの宿泊者名簿又は集会室使用簿に必要事項を記入しなければならない。」と規定されているが、当該名簿等に記入されていないものが見受けられた。条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(イ) 利用料金の徴収において、以下の事項が見受けられた。下関市火

の山ユースホステルの管理等に関する条例（以下「条例」という。）等に基づき、適正に事務処理されたい。

a 条例第17条第2項では、利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得たうえで、指定管理者が定める旨が規定されているが、あらかじめ市長の承認を得ていない利用料金を徴収しているもの。

b 宿泊に係る使用料（以下「宿泊料」という。）は、使用する部屋によって異なる旨が条例に規定されているが、実際に宿泊した部屋の宿泊料と異なる部屋の宿泊料を徴収しているもの。

c 心身に障害がある使用者が、市長が別に定める証明書を提示した場合の宿泊料の徴収の取扱いが、使用者によって異なるもの。

(ウ) 条例及び条例施行規則にホステル使用の申込みを取消す場合の違約金(キャンセル料)についての規定はないが、指定管理者のホームページにはキャンセル料の取扱いが掲載されていた。また、キャンセル料を徴収している事例が見受けられた。条例等に基づき、適正に事務処理されたい。

(エ) 指定管理者が行うホステルの管理運営業務の実施に係る経理について、下関市火の山ユースホステルの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第37条第2項では、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。ただし、市が、管理運営上の必要があり、指定管理者の提出する資料により当該目的を達成できると判断し事前に文書で承認したときは、この限りでない旨が規定されているが、市の事前の承認を得ることなく、当該管理運営業務以外の業務に係る収支が混在した複数の銀行口座を開設していた。基本協定書に基づき、適正に事務処理されたい。

(オ) ホステルの宿泊に係る使用許可について、条例及び基本協定書には各部屋の定員が規定されているが、各部屋の定員を超える人

数の使用及び全室の定員を超える人数の使用が許可されている事例が見受けられた。また、指定管理者から提出された業務報告書に日々の利用実績として宿泊者数及び宿泊料（日計）が記載されているが、定員を超える宿泊者数の場合には、定員以下の宿泊者数となるよう、宿泊者数及び宿泊料の一部を別の日に振替えることにより、事実と異なる業務報告がされている事例が見受けられた。条例等に基づき、適正にホステルの使用許可等されたい。

(カ) 市と指定管理者の間で協議を行い、指定管理業務と自主事業業務の経費の按分表が作成されているが、収支報告書等において按分表と異なる配賦がされているものが見受けられた。按分表に基づき、適正に事務処理されたい。

(キ) 基本協定書第29条第1項に、「指定管理者は経営の健全性を証するため、特定非営利活動促進法その他関係法令により、指定管理者に求められる計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び監査報告書を、毎事業年度終了後3月以内に市に提出するものとする。」と規定されているが、活動計算書及び監査報告書が提出されていなかった。基本協定書に基づき、活動計算書及び監査報告書を提出されたい。

(ク) 基本協定書第18条第2項では、指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に市の承諾を受けなければならない旨が規定されているが、事前に市の承諾を受けることなく、指定管理業務の一部が第三者に再委託されているものが見受けられた。基本協定書に基づき、適正に事務処理されたい。

【所管課（観光・スポーツ部観光施設課）に関する事項】

(ア) 利用料金の徴収金額の根拠資料について、領収書の控えがなく、また、ホステルの使用に係る許可は書面ではなく口頭で行われており、宿泊料を含む許可内容と実際の徴収金額とを照合することができなかった。徴収金額の照合のため、根拠資料となる宿泊許可書の作成及び金銭受領の証拠となる領収書の控えを保管することが必要

であると思料する。改善に向け、指定管理者と協議されたい。

- (イ) 指定管理者は、指定管理者所有の送迎用バス以外に、従業員等から私有車2台を賃借したうえで、指定管理業務に係る車両費として使用料及び保険料等を負担している。私有車であることから私用でも使用しているが、保険料については所有者の個人負担がないことに疑義があり、また、ガソリン代については負担割合が明らかでなかった。当該私有車の車両費は、市と指定管理者との間の経費の按分表では75%が指定管理業務に係る経費となっており、当該負担割合を検証し、かつ、所有者の個人負担について検討する必要があると思料する。また、現状の勤務体制等では常時2台の車の賃借が必要か、近隣の類似施設の運用と比べても疑義がある。改善に向け、指定管理者と協議検討されたい。さらに、当該私有車の賃借に係る契約書については、使用期間が満了しているなど不備が見受けられたので、適切に契約事務を行うよう指定管理者を指導されたい。

別紙

監査対象一覧表

(1) 出資団体監査

出資団体名	出資額 (千円)	出資割合 (%)	所管部局所課
菊川町まちづくり株式会社	10,000	57.1	菊川総合支所 地域政策課
株式会社豊田ふるさとセンター	55,000	83.6	豊田総合支所 地域政策課
有限会社豊田あぐりサービス	8,500	55.6	豊田総合支所 農林課

(2) 指定管理者監査

施設名	指定管理者名	所管部局所課
下関市リサイクルプラザ（啓発棟）	みさかの森自然学校 共同事業体	環境部 環境施設課
下関市火の山ユースホステル	特定非営利活動法人 青少年共育活動協会	観光・スポーツ部 観光施設課
下関市体育館、下関市営下関陸上競技場、下関市営下関庭球場、下関市弓道場（計4施設）	一般財団法人 下関市公営施設管理公社	観光・スポーツ部 スポーツ振興課